

松下幸之助記念財団 研究助成

## 研究報告

【氏名】 千田 航

【所属】(助成決定時) 北海道大学法学研究科

【研究題目】 ライフスタイル選択の政治学—福祉国家・家族政策・自由選択—

## 【研究の目的】

戦後福祉国家が提供する社会保障は、男性が労働市場で働き、女性が専業主婦として子育てや家事労働によって家庭を支えるという典型的な家族像を前提として制度設計されてきた。しかし、1970年代後半から女性の労働市場への参加が顕著になると、それまで家庭を支えてきた女性の役割がむしろ女性の労働市場での自由な活動を妨げ、二重の負担を強いるようになった。また、家族形態も多様化し、戦後福祉国家が前提としないひとり親世帯や単身世帯の増加によって、福祉国家の恩恵を受けられない人々が増大していった。

このように戦後福祉国家が前提としてきた家族像はもはや維持することが困難になっており、家族の実態と福祉国家が提供するサービスとの間に乖離が生じている。本研究では、多様な家族が存在する現代において、福祉国家が果たす役割を家族政策から検討する。もはや男性稼ぎ手を維持して福祉国家が制度設計でいない以上、新しい家族の捉え方が必要になる。そのためには、現在の福祉国家が家族政策によって家族をどう捉えるのかを示す必要がある。

## 【研究の内容・方法】

福祉国家の女性の労働市場参加への対応に関して、大陸ヨーロッパでは、男性稼ぎ手への依存と労働市場の硬直性から十分な対応が行われてこなかったと言える。しかし、大陸ヨーロッパでも福祉国家の再編に向けて改革が進んでいる。大陸ヨーロッパのケア政策を比較研究すると、1990年代半ばから各国が労働時間の削減や仕事と家庭の両立支援のため政策を拡大させる共通の流れがあり、「補完性から『自由選択』へ」と表現される。

この「自由選択」は、女性の労働市場参加について、それを奨励するものの、女性がどのように就労するのかは拘束しないことを示している。本研究では、こうした「自由選択」の考えを、女性のライフスタイル選択の多様性を保障する新しい家族政策の形として捉え、これまでの福祉国家研究には見られない新しい流れであると考え。本研究では自由選択がどのような考えであり、なぜこうした考えが浮上してきたのかを分析する。

分析方法としては、自由選択を初めて示したフランスを事例として選択し、フランスの家族政策が自由選択を家族政策の中に取り込んでいく過程を1980年代以降の家族手当の政治過程から描き出す。具体的な事例としては、1990年代の家族手当への所得制限導入過程、2004年の乳幼児受け入れ給付改革過程を分析する。

分析する際には、家族政策に子育て支援と両立支援という2つの側面があることを分析枠組みとして示し、この分析枠組みに基づき、フランスの家族政策の自由選択を分析することになる。フランス家族手当を分析するにあたっては、それぞれの事例を詳細に分析するため、フランスに赴き、資料収集を行う必要がある。この資料収集によって実証的な政治過程分析を行う。

## 【結論・考察】

フランスではRPR(共和国連合)のシラクによって1990年代はじめから第一子向けの現金給付を支給する名目で「自由選択手当」の導入が検討されたが、1993年には社会保障の財政が逼迫し、家族政策を第一子まで拡大することができなかった。この際、「自由選択手当」を導入したいRPRと財政上の理由から難色を示すUDF(フランス民主連合)との間で対立があり、1993年の国民議会選挙で連合を組み合わせながらも家族政策では調整ができな

った。

1998 年以降は財政状況も改善し、最終的には 2004 年の乳幼児受け入れ給付で第一子向けの現金給付が導入されることになった。しかし、第一子向けの現金給付の名称は「基礎手当」であり、「自由選択」の名称は、「就業自由選択補足手当」と「保育方法自由選択補足手当」という別の手当に使われた。これは、社会団体との交渉のなかで、真の自由選択を目指す方向性として示された案に沿ったためであり、「自由選択」は第一子向けの現金給付だけでなく、フランス家族政策全体を示す考えとして広がりを見せたといえる。こうした展開からは子育て支援も両立支援も両方の側面を追求しようとするフランスの姿が読み取れる。

以上